

## 第 783 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 2 月 12 日（水） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について」 【資料 1】

【議題 2】 「輸入申告項目の追加（令和 7 年 10 月 12 日施行）に係る外国語版リーフレットの税関ホームページ掲載について」 【資料 2】

【議題 3】 「経済産業省からのお知らせについて」 【資料 3】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 4】 「バターミルクに係る特別緊急関税の発動について」 【資料 4】

（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 784 回通関協議会は、3 月 11 日（火）11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和7年1月  
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出の禁止措置  
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施することが決定され、1月10日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和7年政令第1号）等が1月23日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和7年1月16日財関第31号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和7年1月16日財関第31号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R07z0031.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて](#)

## 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

令和6年6月

(最終更新: 令和7年1月22日)

財務省・税関

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等を払脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しを行いました。

令和5年10月1日から、輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加するとともに、輸入申告者の意義の明確化を行いました。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することとなりました。

令和7年10月12日から、貨物の輸入許可後の「運送先の所在地・名称」、輸入貨物が「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合には「プラットフォームの名称等」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加され、これらの事項についても申告していただく必要があります。

なお、輸入申告項目の追加、輸入申告者の意義の明確化及び税関事務管理人制度の見直しは、「プラットフォームの名称等」を除いて通販貨物やFS利用貨物に係る輸入申告のみを対象としたものではありません。

※制度見直しの具体的な内容については、以下の参考資料をご確認ください。

## 参考資料

- ・[輸入申告者の意義の明確化に関する事例集](#)
  - ・[税関事務管理人届出書\(税関様式\)の改正について](#)
  - ・[Q&A\(輸入申告項目の追加:運送先、通販貨物の該当、PFの名称等\)令和7年10月12日施行関係](#) **NEW**
- (※令和6年12月13日更新)
- ・[運送先の組合せについて](#) **NEW**
  - ・[MSX業務による「運送先」の提出様式について](#) **NEW**
  - ・[【様式】輸入申告に係る運送先一覧表\(※追って税関様式として規定予定\)](#) **NEW**

## 【リーフレット】

- ・[輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて](#)
- ・[Amendment to Import Declaration Items and Customs Procedure Agent System](#)
- ・[关于进口申报项目及海关事务管理人制度的修订](#)
- ・[수입신고 항목 및 세관사무관리인제도의 개정](#)

(令和7年10月12日施行分)

- ・[輸入申告項目の追加について](#)
- ・[Addition of Import Declaration Items](#) **NEW**
- ・[关于进口报关单要求申报的新增项目](#) **NEW**
- ・[수입신고 항목 추가에 대하여](#) **NEW**

## 【カスタムスアンサー】

- ・[1103 関税の納税義務者](#)
- ・[1805 医薬品医療機器等法に基づく輸入規制の税関における確認内容\(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等\)](#)
- ・[9601 日本に居住しない者が税関手続を行う場合の手続\(税関事務管理人制度\)](#)

## 関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)[採用情報](#)[報道発表\(関税局\)](#)[各税関の事件発表](#)[関税局・税関の動き](#)[パンフレット・リーフレット](#)[ポスター](#)[税関チャンネル\(YouTube\)の紹介](#)

## 関税政策・税関行政

[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

## 税関手続

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)

## その他

[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

# 輸入申告項目の追加について

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加している状況において、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されているほか、不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、通販貨物を含めた全ての輸入貨物について、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、輸入申告項目として以下の①～③の項目が追加されます。（令和7年10月12日施行予定）

## ① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」

○ 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先です。一の貨物について経由地を含めて2以上の運送先がある場合には最後の運送先を申告してください【例1】。

※ NACCS申告において、1申告中の複数の貨物について異なる運送先がある場合は、主たる貨物の運送先1か所を入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にてMSX添付してください【例2】。（簡易審査扱い（区分1）の場合も添付）

【例1】 貨物100個について倉庫Aを経由して倉庫Bに運送 → 倉庫Bを申告

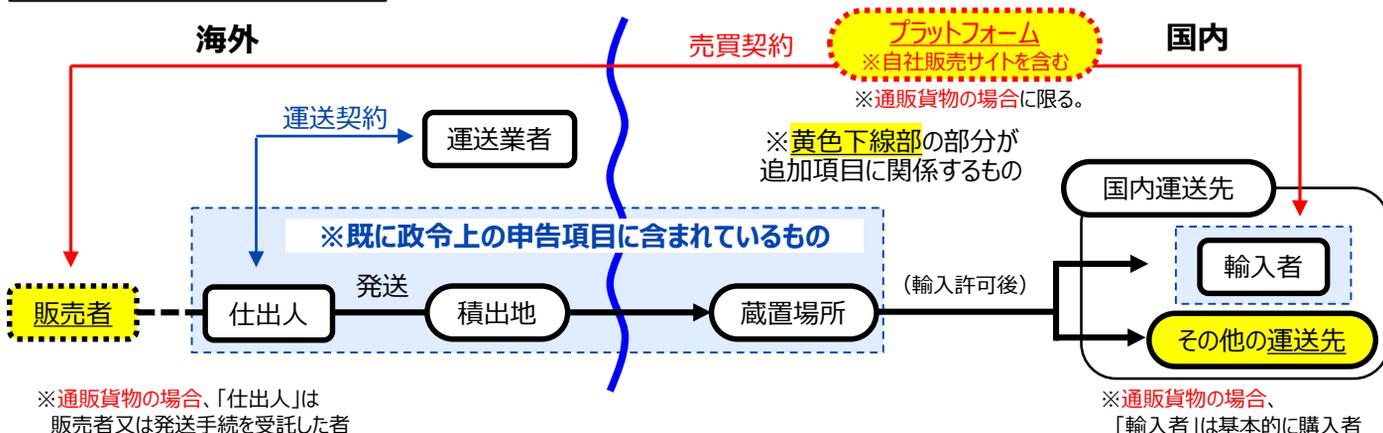
【例2】 貨物100個のうち、60個を倉庫C、30個を倉庫D、10個を倉庫Eに運送

→ 倉庫Cを入力し、倉庫D・Eの一覧をMSX添付（倉庫Cを一覧に含めても可）

○ 「運送先」が「輸入者の住所」と同じ場合は、運送先の所在地・名称欄への記載は不要です。

○ 通販貨物に限らず、全ての輸入貨物について、(i)運送先の所在地と、(ii)運送先の名称（その運送契約により運送先において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称）を申告する必要があります。

## 申告項目のイメージ



【関係法令：輸入申告項目（施行後）】 関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」

税関HP：<https://www.customs.go.jp>



## ② 「通販貨物に該当するか否か」

- 「通販貨物」とは、インターネット等を通じて通信販売により購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことをいいます。
- 購入者は個人に限らず、法人が購入する場合も「通販貨物」になります。
- 申告においては、(1)通販貨物／(2)FS利用貨物／(3)その他の貨物のいずれかを選択して申告してください。



### 【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

FS利用貨物は、通販貨物と異なり、販売者と購入者の間の売買契約が成立する前に輸入されます。

## ③ 通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

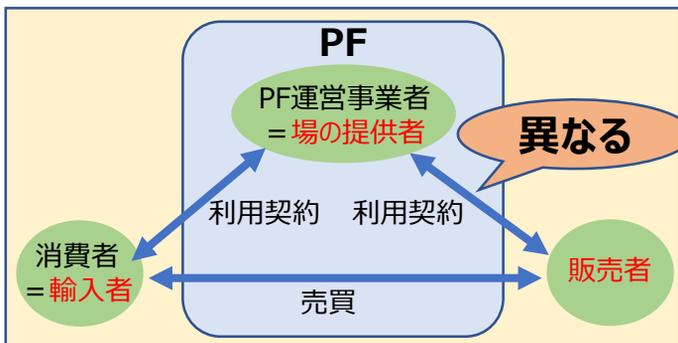
- 「プラットフォーム」(PF)には、(a)出品・出店型PFのほか、(b)自社販売サイトも含まれます（下図参照）。

※(a)出品・出店型PF：PF運営事業者以外の者である販売者が利用する場（いわゆる通信販売PF）。出品型（マーケットプレイス型）か出店型（モール・テナント型）かを問いません。

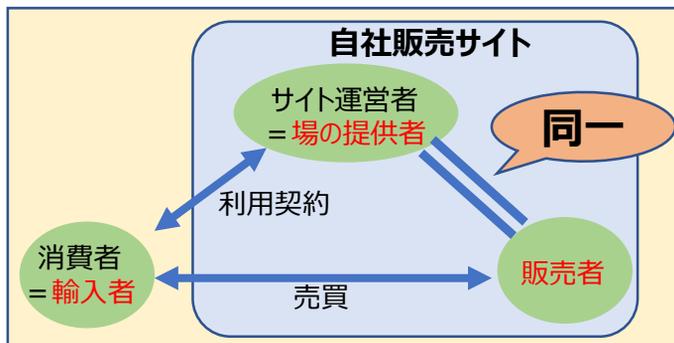
※(b)自社販売サイト：サイト運営者と販売者が同一である場。自社のHPで販売する場合等。

- 輸入貨物を購入したPFが、
  - ・(a)出品・出店型PFであることが明らかな場合
    - ➔ その「PFの名称等」を申告してください。
  - ・(b)自社販売サイトであることが明らかな場合や、
  - ・(a)なのか(b)なのかが明らかなでない場合
    - ➔ その「PFの名称等」のほか、「PFの運営事業者の氏名又は名称」、「貨物の販売者の氏名又は名称」による申告も可能です。

### (a)出品・出店型PF



### (b)自社販売サイト



※ (a)でも、場の提供者が自ら販売することがあります（(b)との違いは、場の提供者以外の販売者も場を利用すること）



これらの制度改正に係る情報及びお問い合わせ先は、税関HPへ掲載（右記二次元コード）しておりますのでご参照ください。



# Addition of Import Declaration Items

From October 12<sup>th</sup>, 2025, the following information will be required when making an import declaration at Japan Customs.

- ① (1) : Whether a cargo is transacted through EC platforms (B2C cargo) or not.
- ① (2) : Name of the EC platform and other related elements if a cargo is transacted through EC platforms.
- ② : Place of delivery after the import permission.

These are legally mandatory declaration items, so please declare the information accurately. The description of each item is listed below.

## ① (1) Whether a cargo is transacted through EC platforms or not

“Cargo purchased online” means cargo transacted through EC platforms, and sent from a foreign country to Japan.

Please select the type of shipment and declare one of the following.

(a) Cargo purchased online / (b) Cargo utilizing FS / (c) Other cargo

※ Regarding (a), purchasers are not limited to individuals.

Corporate purchasers are also included.



### 【\*What is “cargo utilizing FS”?】

“Cargo utilizing FS” means cargo that is being imported to be sold in Japan by making use of the EC fulfillment service, which is one of the services provided by entities including EC service providers, and which undertakes certain EC operations such as order receipt, inventory control, packing, shipment, delivery, and bill collection.

## ① (2) Name of the EC platform and other related elements

“Platform” (PF) includes (a) an online marketplace or a shopping mall and (b) a company’s online site for selling its own goods.

Please declare “Name of the PF” if it is clear that the site is (a) an online marketplace or a shopping mall.

“Name of the operator of the PF” or “Name of the seller of the cargo” can be declared instead of “Name of the PF”, if it is clear that the site is (b) a company’s online site for selling its own goods or it is not clear whether it is (a) or (b).



Japan Customs HP:  
<https://www.customs.go.jp/>



## ② Place of delivery after after the import permission

○ The “place of delivery” is the domestic destination after the import permission, based on the transport contract for the cargo at the time of import declaration. If there are multiple destinations for the one cargo, including transit points, please declare the final destination [Example 1].

\*In the case of NACCS declarations, if a single declaration includes multiple cargo and each cargo has a destination, please enter one destination for the main cargo, and attach a list of destinations in the prescribed format to the MSX operation of NACCS [Example 2]. (Even if it is unnecessary to attach at the time of declaration, please submit it after the import is permitted.)

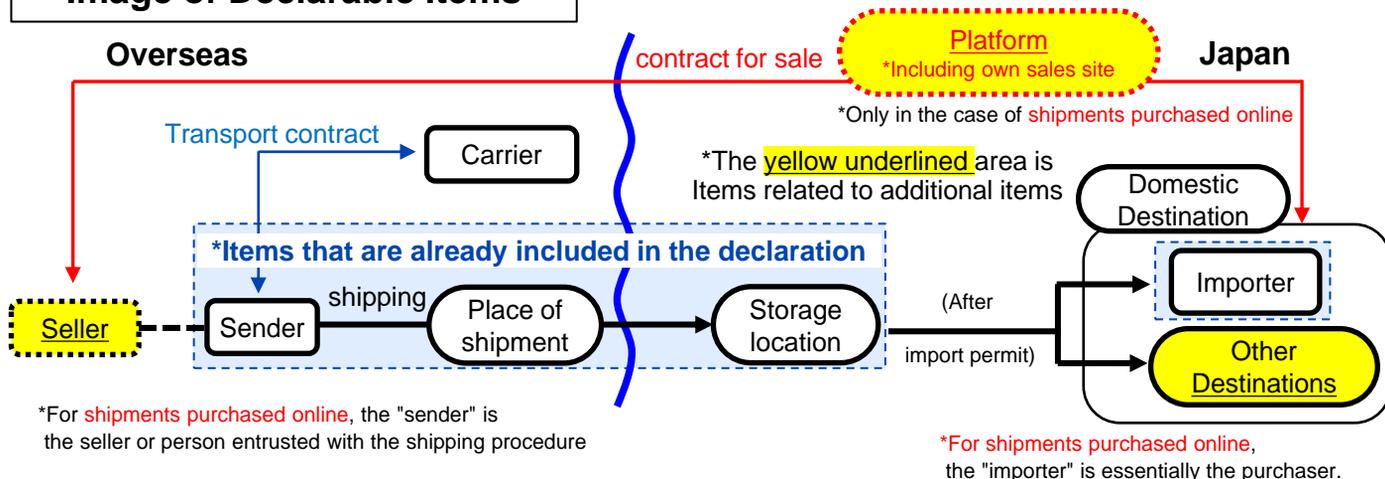
[Example 1] Transporting 100 pieces of cargo via Warehouse A to Warehouse B  
➔ Declare Warehouse B

[Example 2] Of the 100 pieces of cargo, 60 are to be transported to Warehouse C, 30 to Warehouse D, and 10 to Warehouse E  
➔ Input Warehouse C, and attach a list of Warehouses D and E  
(It is possible to include Warehouse C in the attached list as well.)

○ If the “place of delivery” is the same as the “importer’s address,” it is sufficient to declare just the “importer’s address” and unnecessary to enter the location or name of the destination.

○ For all cargo, not just cargo purchased online, (a) the location of the destination and (b) the name of the destination (if the person who receives delivery of the cargo is specified by the transport contract, the name of the person) must be declared.

### Image of Declarable Items



Please visit the Japan Customs website (2D code on the right) regarding this amendment and contact details.



# 关于进口报关单要求申报的新增项目

自2025年10月12日起，向日本海关申报进口货物时，需要提供以下信息。

一（一）：是否属于网购货物

（二）：如是网购货物、请提供“电商平台（PF）名称等”

二：获得进口许可的货物、请提供“运送目的地的地址和个人或单位的名称”

以上要求是海关的法律规定、请如是填写信息。

## 一（一）是否属于网购货物

○ “网购货物”是指通过互联网等平台购买后、销售者等从国外寄往日本的货物。

○ 购买者不仅限于个人、单位的购买也属于“网购货物”。

○ 请选择并申报以下一项。



（一）网购货物 / （二）FS（履行服务）货物 / （三）其他货物

### 【什么是 FS（履行服务）货物】

拟使用电商平台运营商等提供的全面履行服务（覆盖从收到购买者订单到完成交付一系列全套业务（订购，库存管理，包装，运输，交付，收款等）的服务），以在日本进行销售的货物。与网购货物不同、FS（履行服务）货物是在买卖双方签订销售合同之前进口的。

## 一（二）如是网购货物，请提供“电商平台（PF）名称等”

○ “平台”（PF）是指

除了一般的电商平台（例如：电子商务市场、网上交易市场、电子集市）以外，包括在自有的电商平台上销售自家产品型的网站。

○ 如果是一般的电商平台 → 申报其“PF 名称等”。

○ 如果是自有的电商平台、或者不清楚是那种的情况下、

→除了申报“PF 名称等”以外、也可以申报“PF运营商的单位的名称”或“货物购买者的个人姓名或单位的名称”、三选一。



日本海关HP：  
<https://www.customs.go.jp>



## 二 提供获得进口许可的货物的“运送目的地的地址和个人或单位的名称”

○ “运送目的地”是指进口许可后的国内运送目的地、以进口报关时的货物运送合同为依据。如果货物有两个以上的目的地（包括中转站）、请申报最后的运送目的地。【例1】

※在NACCS 报关中、如果一份报关单中有几个运送目的地、请填写一个主要货物的运输目的地、并在NACCS上、按照规定的格式做MSX运输目的地的清单【例2】。

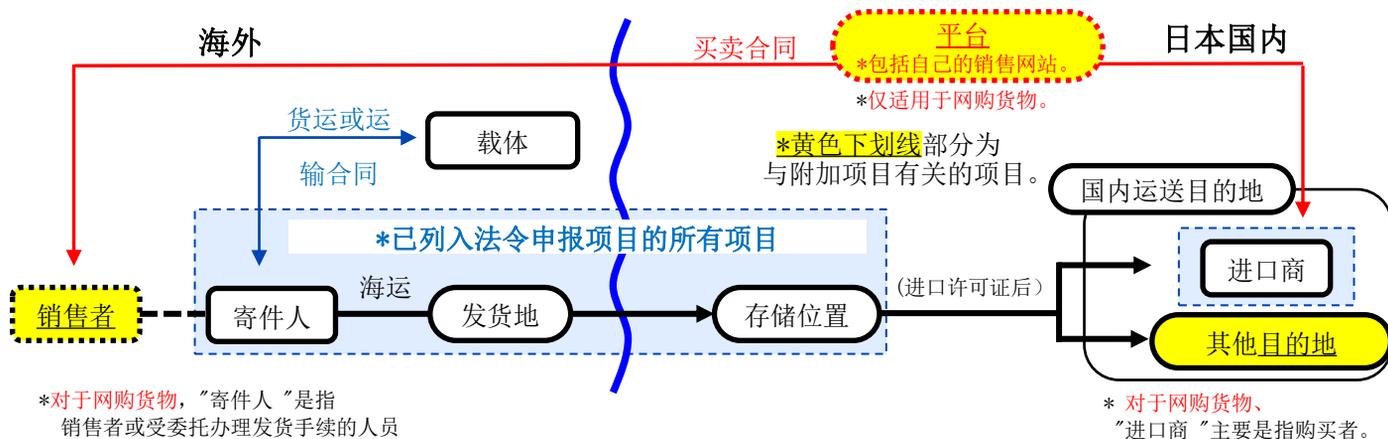
【例1】100 批货物经仓库 A 运至仓库 B → 申报仓库 B。

【例2】在 100 件货物中，60 件运往仓库 C，30 件运往仓库 D，10 件运往仓库 E。 → 申报仓库 C，并做MSX仓库 D 和 E 的清单（仓库 C 可包括在清单中）。

○ 如果“运送目的地”与“进口商的地址”相同，只需填写“进口商地址”即可、无需填写运送目的地地址和名称。

○ 对于所有进口货物（不仅是网购货物）、必须申报运送目的地的地址、以及运送目的地的名称（如果运送合同中有指定的收货人，则需提供收货人的地址和姓名。）。

### 申报项目图片



此项制度修订相关信息以及咨询方式，请参阅海关网站（右侧二维码）



# 수입신고 항목 추가에 대하여

2025년 10월 12일부터 일본 세관에서 수입품을 신고할 때 다음 정보를 신고해야 합니다.

- ① (1) : 통신판매화물에 해당하는지 여부
- ① (2) : 통신판매화물에 해당하는 경우, 'PF의 명칭 등'
- ② : 수입허가 후 화물의 '운송지 소재지 및 명칭'

이는 법적 의무로 신고해야 하는 항목이므로 정확하게 신고해 주십시오.  
각 항목의 설명은 다음과 같습니다.

## ① (1) 통신판매화물에 해당하는지 여부

- '통신판매화물'이란 인터넷 등을 통해 통신판매로 구입한 후, 판매자 등이 외국에서 일본 국내로 발송한 화물을 말합니다.
- 구매자가 개인 뿐 아니라 법인이 구매하는 경우도 '통신판매화물'에 해당합니다.
- 신고는 (a) 통신판매화물 / (b) FS이용 화물 / (c) 기타 화물 중 하나를 선택하여 신고해 주십시오.



### 【FS(풀필먼트 서비스)이용 화물이란】

EC플랫폼 운영 사업자 등이 제공하는 풀필먼트 서비스 (구매자의 주문 접수부터 배송 완료까지 일련의 업무 전반(수주, 재고관리, 포장, 발송, 배송, 인도, 대금 회수 등)을 수입하는 서비스)를 이용하여 국내에서 판매할 목적으로 수입하려는 화물을 말합니다.

FS이용 화물은 통신판매 화물과 달리 판매자와 구매자 간의 매매계약이 성립되기 전에 수입됩니다.

## ① (2) 통신판매 화물에 해당하는 경우, 'PF의 명칭 등'

- 플랫폼(PF)에는  
(a)출품·출점형 PF 외에도 (b)자체 판매 사이트도 포함됩니다.
- 수입화물을 구입한 PF가  
(a)출품·출점형 PF 임이 분명한 경우  
→ 해당 'PF의 명칭 등' 을 신고해 주십시오.  
(b)자체 판매 사이트임이 분명한 경우 또는, (a)인지 (b)인지 명확하지 않은 경우  
→ 해당 'PF의 명칭 등' 외에 'PF운영사업자의 성명 또는 명칭',  
'화물 판매자의 성명 또는 명칭'으로 신고할 수 있습니다.



일본세관HP :  
<https://www.customs.go.jp/>



## ② 수입허가 후 화물의 '운송지 소재지 및 명칭'

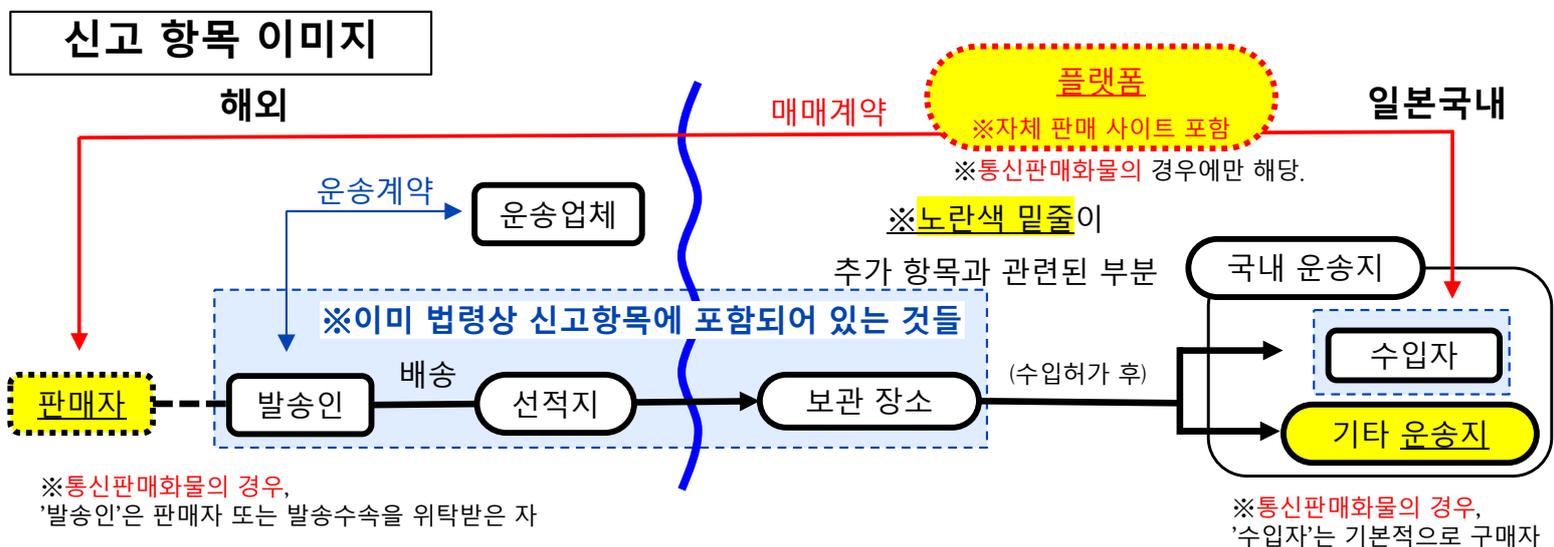
- '운송지'는 수입신고 시점의 화물의 운송계약에 근거한 수입허가 후의 국내 운송지입니다. 하나의 화물에 대해 경유지를 포함하여 2곳 이상의 운송지가 있는 경우 마지막 운송지를 신고해 주십시오. 【예시1】

※ NACCS 신고 시, 하나의 신고에 여러 화물이 포함되어 있고 운송지가 상이할 경우, 주요 화물의 운송지 1곳을 입력하고, 운송지 목록을 소정의 양식에 따라 MSX첨부해 주십시오. 【예시2】

【예시1】 화물 100개가 창고 A를 경유하여 창고 B로 운송 → 창고 B 신고

【예시2】 화물 100개 중 60개는 창고 C, 30개는 창고 D, 10개는 창고 E로 운송 → 창고 C를 입력하고, 창고 D, E의 목록을 MSX 첨부(창고 C를 목록에 포함해도 무방함)

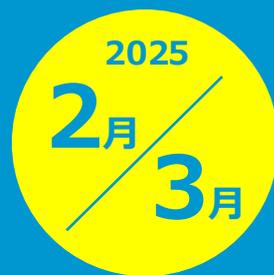
- '운송지'가 '수입자 주소'와 동일한 경우, 운송지의 소재지나 명칭을 입력할 필요는 없습니다.
- 통신판매화물에 한정하지 않고 모든 수입화물에 대해 (가) 운송지의 소재지와 (나) 운송지의 명칭 (해당 운송계약에 의해 운송지에서 화물을 인도받을 자가 정해져 있는 경우에는 해당 자의 성명 또는 명칭) 을 신고해야 합니다.



이러한 제도 개정에 관한 정보 및 문의처는 세관 홈페이지로 게재(우측 QR코드)하고 있으니 참고하시기 바랍니다.



# 第二回製品安全4法改正 ブロック別説明会



2025年12月25日より、  
3歳未満向け玩具が規制対象となります。



各経産局管内の関係事業者の方向け

1

3歳未満向け玩具又は乳幼児用ベッドの製造・輸入・販売事業を行っている方



2

オンラインモールに製品を出品している方（海外事業者含む）、  
オンラインモールを運営している方

3

海外事業者の日本国内責任者（国内管理人）の業務に関心のある方（行政書士、  
司法書士、税理士、弁理士、弁護士、物流事業者、コンサルタント等）

4

PSマーク対象製品の製造・輸入・販売事業を行っている方



2025年 **2/26 (水)** ~ **3/12 (水)**

オンライン配信

当日はMicrosoft社のTeamsによるオンライン配信を行います。

※通信料はご参加者様のご負担となります。 ※講演の撮影、録音や録画はご遠慮ください。

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

TEL 03-3501-1511 (内線 4301) 担当 佐藤 (貴) / 加藤 / 猪股



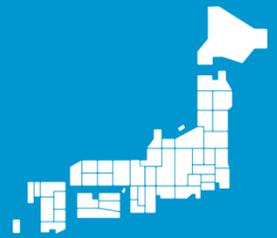
製品安全ガイド

検索

[meti.go.jp/product\\_safety/index.html](https://meti.go.jp/product_safety/index.html)

▶▶ 参加申込の詳細は裏面へ ▶▶

# 2025年2月・3月オンライン開催 開催日程および応募方法



## PROGRAM

### 改正製品安全4法による、新たな規制の対象者、 対象製品等の具体的な内容について

**講師** 経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課（担当者）

2024年6月に成立・公布され、2025年12月25日に施行（運用開始）予定の「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」に関して、改正概要と関係事業者に留意いただく点をお伝えします。



前回説明会の資料 [https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/pdf/2024Oct\\_block\\_setumei.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2024Oct_block_setumei.pdf)

- 説明会中は質疑応答の時間があります。ご不明点があればご質問ください。
- 事前申込の上、所在する地域の説明会にご参加ください。予定が合わない場合は他地域も可能です。
- 参加申込は下記の二次元コードまたは各経産局の開催日程下部のボタンからアクセスし、注意事項をよくお読みの上、必要事項を登録してください。

#### 北海道経済産業局

3/4（火）

13:30～15:00



申込は 2/27（木）まで ▶

#### 東北経済産業局

2/26（水）

14:00～15:30



申込は 2/20（木）まで ▶

#### 関東経済産業局

3/7（金）

13:30～15:00



申込は 3/4（火）まで ▶

#### 中部経済産業局

3/10（月）

14:00～15:30



申込は 3/5（水）まで ▶

#### 近畿経済産業局

2/28（金）

14:00～15:30



申込は 2/25（火）まで ▶

#### 中国経済産業局

3/12（水）

14:00～15:30



申込は 3/7（金）まで ▶

#### 四国経済産業局

2/27（木）

13:30～15:00



申込は 2/21（金）まで ▶

#### 九州経済産業局

3/3（月）

14:00～15:30



申込は 2/26（水）まで ▶

#### 内閣府 沖縄経済産業部

3/5（水）

14:00～15:30



申込は 2/28（金）まで ▶

## バターミルクに係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2025 年 1 月 31 日)

### 【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、令和7年2月1日から同年3月31日までの間、バターミルク（同法別表第1の6の8の項）に対する特別緊急関税が発動されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和7年2月1日から使用可能となります。

本特別緊急関税の発動に係る対象品目の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

### 以下参考

- ・脂肪分が全重量の1.5%以下のもの (9.9%+ 132円/KG上乗せ)
  - [品目番号] 0403.90-113 ⇒ [発動時NACCS用品目コード] 0403900011
  - [税率] 暫定：36%+200円/KG ⇒ 45.9%+332円/KG
  - [品目番号] 0403.90-118 ⇒ [発動時NACCS用品目コード] 0403900022
  - [税率] 協定：29.8%+396円/KG ⇒ 39.7%+528円/KG
- ・脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの (9.9%+ 194円/KG上乗せ)
  - [品目番号] 0403.90-123 ⇒ [発動時NACCS用品目コード] 0403900033
  - [税率] 暫定：36%+200円/KG ⇒ 45.9%+394円/KG
  - [品目番号] 0403.90-128 ⇒ [発動時NACCS用品目コード] 0403900044
  - [税率] 協定：29.8%+582円/KG ⇒ 39.7%+776円/KG
- ・脂肪分が全重量の26%を超えるもの (9.9%+ 314円/KG上乗せ)
  - [品目番号] 0403.90-133 ⇒ [発動時NACCS用品目コード] 0403900055
  - [税率] 暫定：36%+200円/KG ⇒ 45.9%+541円/KG
  - [品目番号] 0403.90-138 ⇒ [発動時NACCS用品目コード] 0403900066
  - [税率] 協定：29.8%+1,023円/KG ⇒ 39.7%+1,364円/KG